

電気の供給を受ける契約に係る 考え方について（案）

— 電力専門委員会とりまとめ —

令和4年10月18日

- 1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討について**
- 2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討について**
- 3. その他**

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式） の検討について

- ① 排出係数しきい値の引き下げの方向性
- ② 加点項目の整理・見直し等
- ③ 環境配慮契約未実施機関への対応

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討 について

3. その他

① 排出係数しきい値の引き下げの方向性

2030年度までの排出係数しきい値の引き下げの考え方

- エネルギーミックスと統合的な2030年度における排出係数（0.25kg-CO₂/kWh）を見据えること
- 小売電気事業者の予見可能性に配慮しつつ、全国一律の上限値である排出係数を段階的に引き下げることにより、我が国全体の小売電気事業者の排出係数の着実な低減を図ること
 - ✓ 国及び独立行政法人等の調達仕様を満たす再エネメニューを販売している小売電気事業者であっても、**事業者全体の排出係数**が排出係数しきい値以上又は当該供給区域の裾切り基準を満たさない場合は**入札参加資格を付与されない**
- 国及び独立行政法人等の調達電力の脱炭素化は再エネ比率の引き上げにより達成すること【後述2.①】



排出係数しきい値は**全国一律に入札参加を制限（入札除外）**する数値であり、小売電気事業者の**排出係数の継続的な改善を促すもの**

排出係数しきい値の役割と裾切り基準との一体的な運用

- 供給区域別ではなく**全国一律の上限値**であり、**最低限満たすべき数値**
- 供給区域ごとに一定の競争性の確保が可能となる数値
- 調達者の立場から小売電気事業者に向けたメッセージ性を重視
- 裾切り方式における**供給区域別の入札参加資格の裾切り基準（配点例）との一体的な運用**により、2030年度に向け**我が国全体の排出係数の低減**に寄与

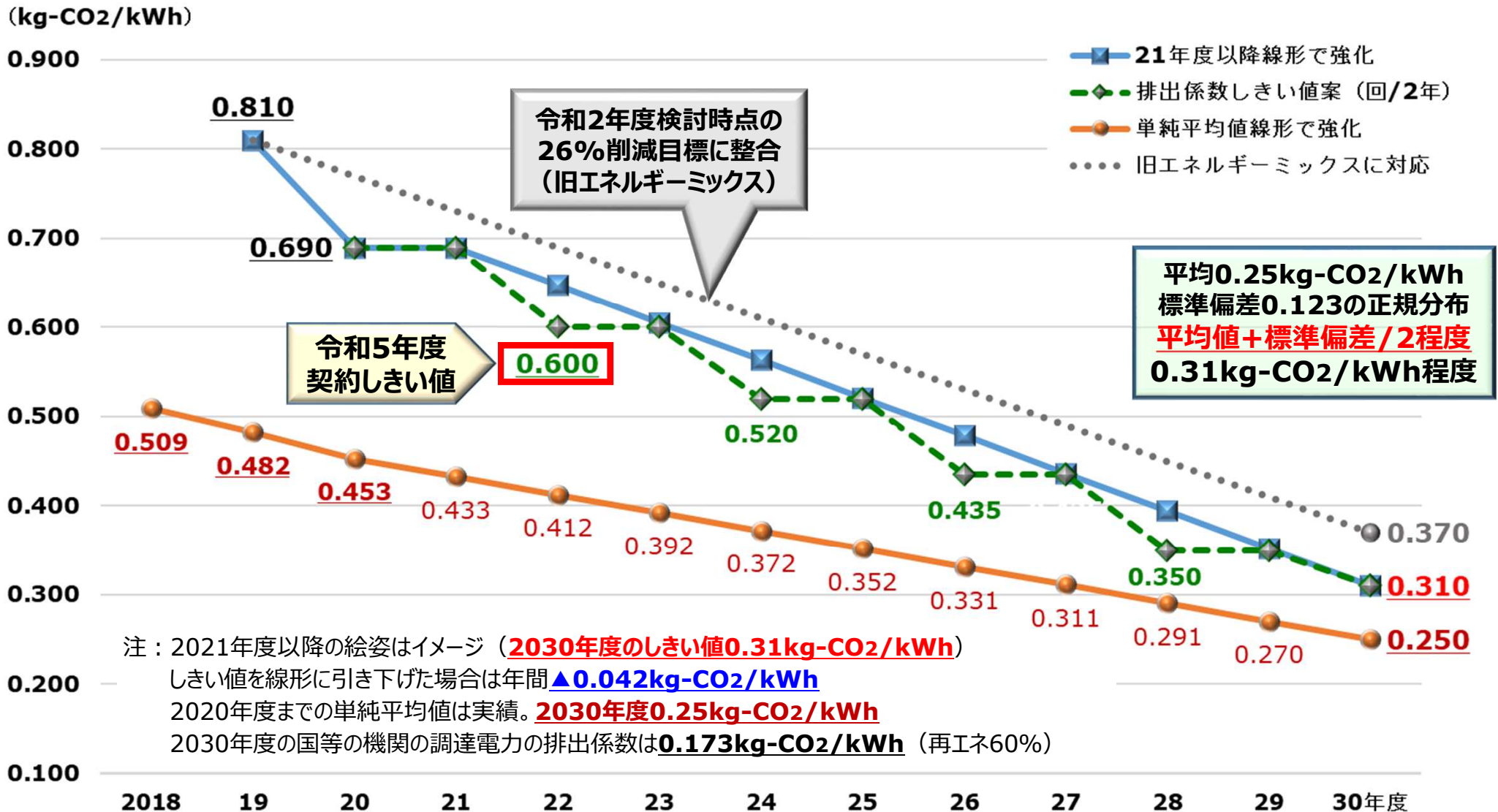
排出係数しきい値 > 入札参加資格の排出係数



- 排出係数しきい値は、**毎年度以下の状況を点検・確認するとともに、有識者の意見等を踏まえ、適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度を想定）で見直し**
 - 国等の機関の環境配慮契約の実績、再エネ電力の調達実績
 - 地球温暖化対策計画、政府実行計画、エネルギー基本計画等の気候変動関連施策・計画との整合及びその進捗状況
 - 2030年度エネルギーミックスと統合的な排出係数及び上限値としての役割
 - 直近までの小売電気事業者の二酸化炭素排出係数、電源構成の現状及び推移、供給区域別の参入状況等

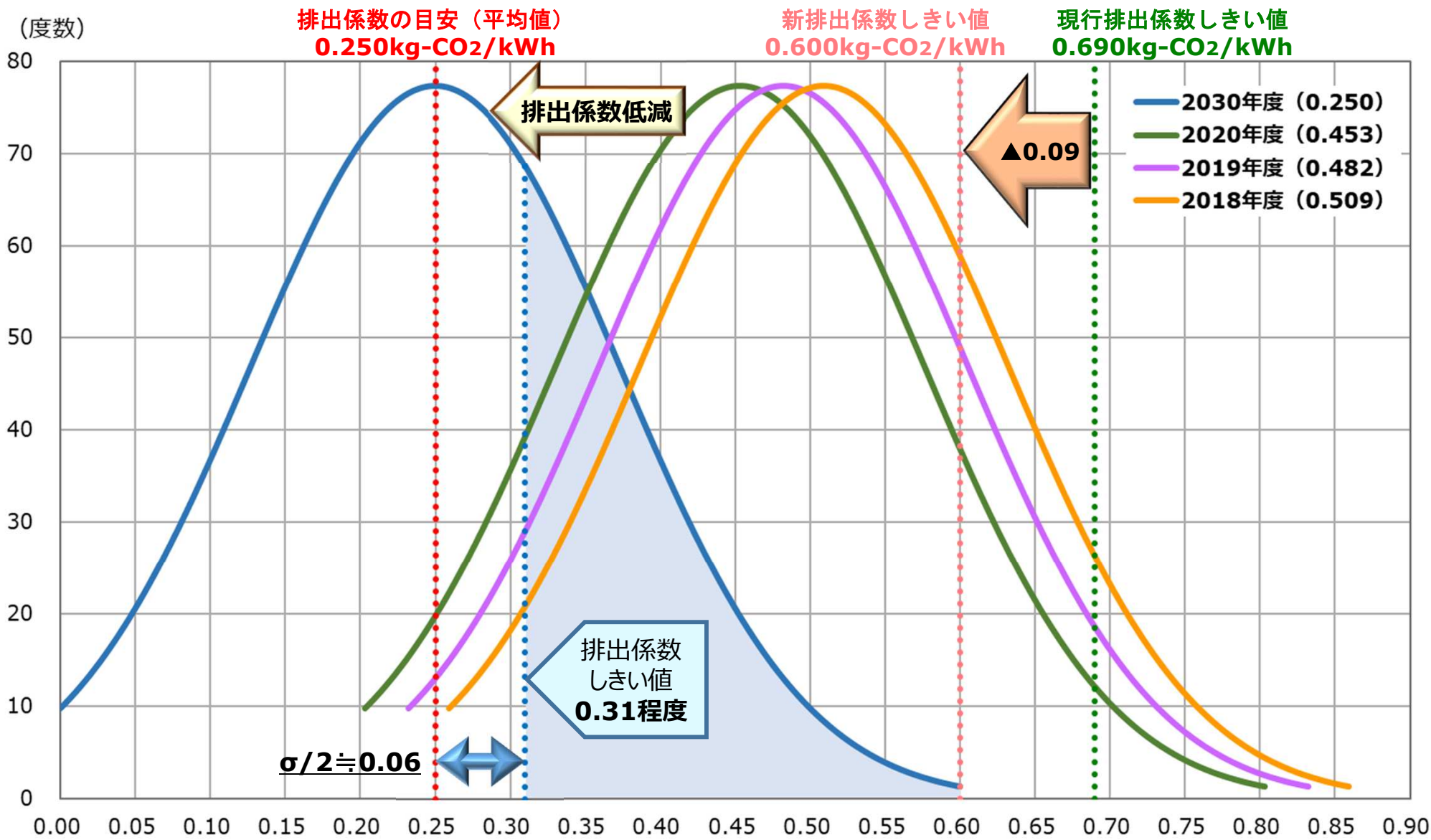
2030年度に向けた排出係数しきい値の引き下げの方向性（案）

- エネルギーミックスに整合する2030年度の排出係数に基づく **排出係数しきい値引き下げの方向性**を以下のとおりとし、少なくとも**2年に1回程度見直し**
- **令和5年度契約**からの排出係数しきい値を**0.600kg-CO₂/kWh**に引き下げ



【参考】正規分布と仮定した場合の2030年度排出係数しきい値

- 2018～20年度の調整後排出係数分布から各年度の平均値及び標準偏差を算出
- 3か年分の標準偏差の平均 ($\sigma=0.123$)、最頻値の平均 (78) から2030年度の排出係数しきい値を「平均値+標準偏差/2程度」として設定 (約31%除外)



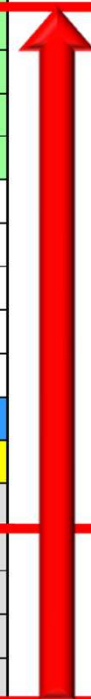
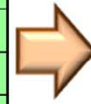
【参考】2030年度の排出係数しきい値及び配点例（イメージ）

令和4（2022）年度の供給区域別配点例

調整後排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
0.100 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.100 以上 0.125 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.125 以上 0.150 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.150 以上 0.175 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.175 以上 0.200 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.200 以上 0.225 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.225 以上 0.250 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.250 以上 0.275 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.275 以上 0.300 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.300 以上 0.310 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.310 以上 0.325 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.325 以上 0.350 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.350 以上 0.375 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.375 以上 0.400 未満	70	65	65	65	65	65	70	70	70
0.400 以上 0.425 未満	70	60	60	60	60	60	70	70	65
0.425 以上 0.450 未満	65	55	55	55	55	55	65	65	60
0.450 以上 0.475 未満	60	50	50	50	50	50	60	60	55
0.475 以上 0.500 未満	55	45	45	45	45	45	55	55	50
0.500 以上 0.525 未満	50	40	40	40	40	40	50	50	45
0.525 以上 0.550 未満	45	35	35	35	35	35	45	45	40
0.550 以上 0.575 未満	40	30	30	30	30	30	40	40	35
0.575 以上 0.600 未満	35	25	25	25	25	25	35	35	30
0.600 以上 0.625 未満	30	20	20	20	20	20	30	30	25
0.625 以上 0.650 未満	25	20	20	20	20	20	25	25	20
0.650 以上 0.675 未満	20	20	20	20	20	20	20	20	20
0.675 以上 0.690 未満	20	20	20	20	20	20	20	20	20
0.690 以上（令和4年度）	0								

2030年度のイメージ

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
70	70	70	70	70	70	70	70	70
70	70	70	70	70	70	70	70	70
70	70	70	70	70	70	70	70	70
65	65	65	65	65	65	65	65	65
60	60	60	60	60	60	60	60	60
55	55	55	55	55	55	55	55	55
50	50	50	50	50	50	50	50	50
45	45	45	45	45	45	45	45	45
40	40	40	40	40	40	40	40	40
35	35	35	35	35	35	35	35	35
0								
令和5年度契約からのしきい値								
0								



② 加点項目の整理・見直し等

加点項目の必要性、評価項目等に関する状況

- 現行の加点項目（需要家に対する省エネ・節電等の情報提供）についてはアンケート調査によると9割以上の事業者が実施していること
 - ✓ 需要家の使用電力量の推移等をホームページで閲覧できる（**91.4%**）
 - ✓ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知を行う（33.3%）
 - ✓ 電力逼迫時等に供給側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う（18.5%） など【複数回答】
- 省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価をそのまま活用することは国等の契約（高圧・特別高圧が大宗）では適切ではないこと
- 裾切り方式において加点評価を行うことは、排出係数等の必須項目による評価を緩める方向になるとの指摘があること
- 令和3年度における環境配慮契約締結実績調査によると調達者の81.5%が「需要家に対する情報提供」を加点項目として活用していること



引き続き加点項目を設定するが、**電気事業者の取組**を踏まえ、更なる**省エネ促進及び地域の再エネ導入**に寄与する内容を加点対象とする

新たな加点項目及び評価内容（案）

- 現行の加点項目（需要家に対する省エネ・節電等の情報提供）の活用割合が8割を超えており、現段階では**引き続き加点項目を設定することが適当**と判断
- 他方、現行の加点項目として評価している需要家の使用電力量の推移等に関する情報提供は既に一般的内容となっており、事業者間で大きな差異はないこと
- 現行の加点項目の取組内容を活かしつつ、さらに地域の再エネの導入拡大に資する取組を加点して評価。なお、加点項目及びその内容については、小売電気事業者に対するアンケート調査等を踏まえ、必要性を含め、**適切に見直し**を実施



現行の情報提供の内容として評価している以下の2つの取組は、簡易的なダイヤモンド・レスポンスの取組として活用可能であり、**電力需給状況の改善**に資するとともに、電力使用量の抑制を通じ、**省エネにも寄与**する事業者としての取組を引き続き評価

- ✓ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する等の仕組みを有すること
- ✓ 電力逼迫時等に供給側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して経済的な優遇措置を実施すること

地域において**持続的に再エネが創出・利用**されていくための事業者の取組を評価

- ✓ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ✓ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

【参考】裾切り方式における必須項目及び加点項目の配点等

裾切り方式の配点等

現行の裾切り方式の場合

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数を開示しており、前年度の下記の評価項目に関する実績を点数制で評価し、**70点以上**の小売電気事業者に**入札参加資格を付与**

【必須項目】

- ① 二酸化炭素排出係数（70点程度）
- ② 未利用エネルギーの活用状況（10点程度）
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況（20点程度）

【加点項目】 調達者が設定



- ④ 省エネルギー・節電に関する情報提供（5点程度）

③ 環境配慮契約未実施機関への対応

環境配慮契約未実施機関への対応の考え方

- 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的な公表により自主的・積極的な取組を促すこと
 - ✓ 環境配慮契約締結契約実績の確認・精査後、早期に未実施機関・施設を公表（公表内容等の再検討を含む）
 - ✓ 未実施機関の公表（令和2年度実績）による実施率向上の有無の確認
- 環境配慮契約の実施率を向上させるための支援措置を講ずること
 - ✓ 相対的に実施率の低い独立行政法人等への優良事例、参考情報提供等の実施
 - ✓ 所管する府省庁に対する情報提供等の実施
 - ✓ 未実施機関における今後の取組に対する回答を踏まえたフォローアップの実施



令和4年度においても令和3年度環境配慮契約締結実績調査結果を踏まえ、**環境配慮契約未実施機関・施設の公表**（対象**411**件の確認）及び**未実施機関へのフォローアップ**等の普及促進策を実施

【参考】令和3年度の契約件数及び予定使用電力量

- 令和3年度の環境配慮契約の実施状況（環境配慮契約不可能分^{注1}を除く）
 - 契約件数：2,424件（85.5%）令和2年度比4.0ポイント増^{注2}
 - 予定使用電力量：8,361百万kWh（83.3%）令和2年度比0.9ポイント増^{注2}
 - 411件（予定使用電力量1,680百万kWh）が未実施（前年度比▲104件）

高圧・特別高圧 (50kW以上)		①+②+③ 総数（合計）	① 環境配慮契約 (裾切り方式)を実施	② 環境配慮契約 が実施可能で あったが未実施	③ 環境配慮契約 の実施が不可 能	①/ (①+②) 環境配慮契約 を実施の割合 (実施不可能 分を除く)
契約件数 (件)	国の機関	1,999 (100.0%)	1,469 (73.5%)	140 (7.0%)	390 (19.5%)	91.3% 90.9%
	独立行政法人等	1,498 (100.0%)	955 (63.8%)	271 (18.0%)	272 (18.1%)	77.9% 69.6%
	合計	3,497 (100.0%)	2,424 (69.4%)	411 (11.7%)	662 (18.9%)	85.5% 81.5%
予定使用 電力量 (百万kWh)	国の機関	3,122 (100.0%)	2,882 (92.3%)	106 (3.4%)	135 (4.3%)	96.4% 95.2%
	独立行政法人等	7,461 (100.0%)	5,479 (73.5%)	1,574 (21.1%)	409 (5.5%)	77.7% 77.9%
	合計	10,583 (100.0%)	8,361 (79.0%)	1,680 (15.9%)	662 (5.1%)	83.3% 82.4%

注1：「環境配慮契約の実施が不可能」は、「電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域及び離島を含む）」
「系統未接続のため電力供給事業者が限定」「他の機関施設に入居（主たる契約に準ずる必要）」「緊急的・臨時的な契約」及び「少額随意契約」が該当。「緊急的・臨時的な契約」には最終保障契約に移行したものを含む

注2：環境配慮契約の実施割合の斜体は令和2年度の実施割合（令和2年度と実施不可能の分類が若干異なる）

注3：予定使用電力量及び割合については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討について
2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討について
 - ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
 - ② 再エネ電源の種類の見直し
 - ③ 再エネ電力の普及促進に向けた取組
3. その他

① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組

調達電力の脱炭素化に向けた考え方

- 2030年度エネルギーミックスと統合的な排出係数は0.25kg-CO₂/kWh
- 国及び独立行政法人等が調達する電力の再エネ比率を継続的に引き上げ、2030年度までに60%以上※とする政府実行計画の目標が達成されれば、調達電力の排出係数は平均で0.17kg-CO₂/kWh程度が実現可能
※ 政府実行計画においては「この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する」とされている
- 国及び独立行政法人等は再エネ電力を積極的に調達することにより脱炭素化を推進
- 調達電力の「再エネ電力比率」を制度化するためには、再エネ電源の定義が必要【後述②】



令和5年度の契約から最低限の再エネ電力比率を仕様書に示すこと及び再エネ電力比率を2030年度まで計画的・継続的に引き上げる

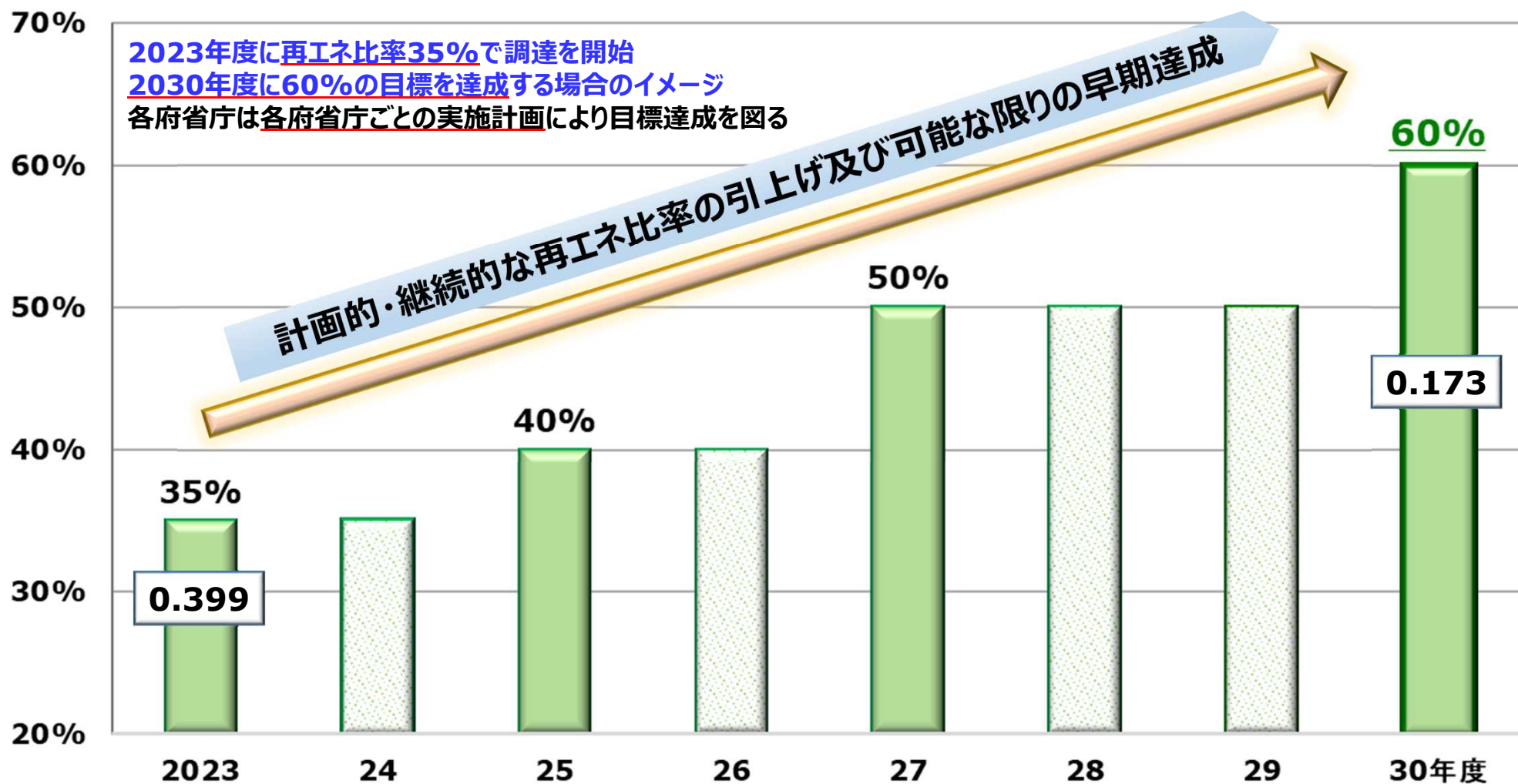


令和5年度の契約における最低限の再エネ電力比率は35%で開始

【参考】再エネ電力比率の継続的な引き上げ（イメージ）

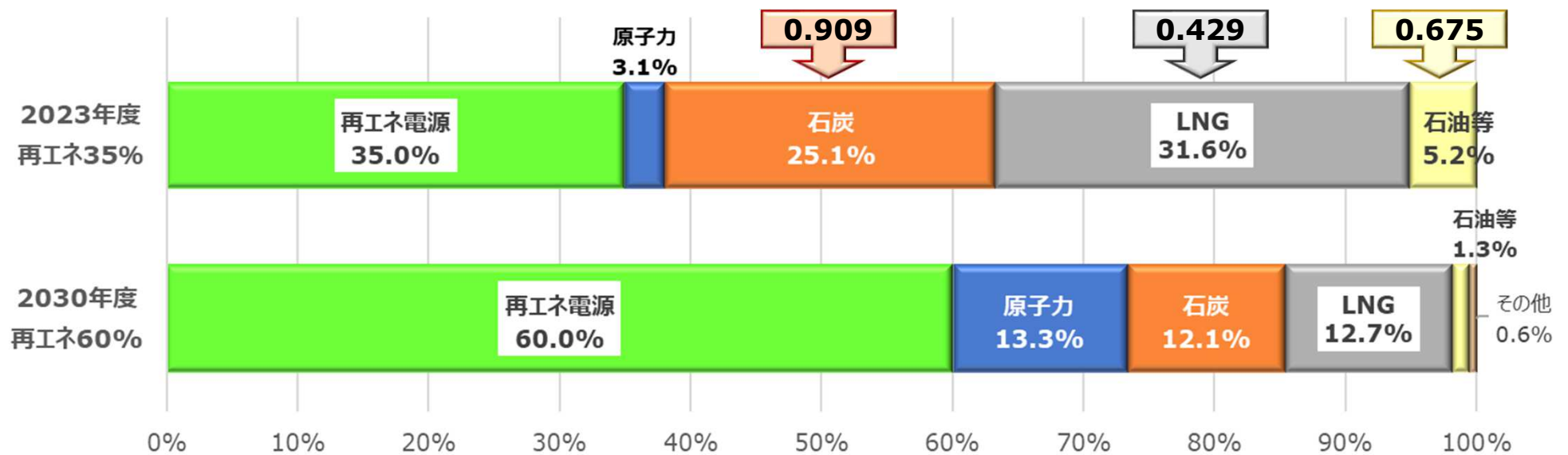
- 2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成を目指し、
 - 令和5（2023）年度より調達する電力の最低限の再エネ比率を規定
 - 計画的・継続的な再エネ比率の引き上げを実施
 - 再エネ電力の調達実績、供給状況等を踏まえ、次年度の再エネ比率を設定

（再エネ比率）



【参考】再エネ比率と電源構成による調達電力の排出係数試算

- **2023年度**における国及び独立行政法人等の調達電力
 - ➔ **再エネ電源の比率35%**、他の電源について**2020年度**の電源構成の実績から試算した調達電力の基礎排出係数は**0.399kg-CO₂/kWh**
- **2030年度**における国及び独立行政法人等の調達電力
 - ➔ **再エネ電源の比率60%**、他の電源について**2030年度**エネルギーミックスの電源構成から試算した調達電力の基礎排出係数は**0.173kg-CO₂/kWh**
 - ➔ 非化石電源（再エネ、原子力及び水素・アンモニア）、化石電源（石炭、天然ガス及び石油等）



注：2030年度の「その他」は水素及びアンモニア

資料：2023年度の電源構成は「令和2（2020）年度総合エネルギー統計確報」、2030年度の電源構成は「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」よりそれぞれ作成

【参考】各府省庁の実施計画における再エネ電力比率の目標

- 政府実行計画及び同計画実施要領に基づき各府省庁が令和4年度に策定した実施計画において再エネ電力の比率の目標を以下のとおり設定
 - ▶ 合同庁舎の管理官署ではない場合、民間ビル等に入居している場合等を除きすべての府省庁において2030年度までに最低60%以上を目標として設定

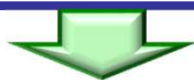
府省庁名	2030年度までの目標	府省庁名	2030年度までの目標
内閣官房及び内閣府本府	60%以上	法務省	60%以上
内閣法制局	記載なし	外務省	60%以上
人事院	60%以上	財務省	60%以上
宮内庁	60%以上	文部科学省	60%以上
公正取引委員会	60%以上	厚生労働省	60%以上
警察庁	60%以上	農林水産省	60%以上
金融庁	※1	経済産業省	60%以上
消費者庁	※2	国土交通省	60%以上
デジタル庁	※3	環境省	100%
復興庁	記載なし	防衛省	60%以上
総務省	60%以上	政府実行計画	60%以上

- ※1：官民合築の建物で、その電力契約は管理組合が行っており、直ちに電力の60%以上を再エネ電力とすることは困難であるが、2030年度までに調達する電力の60%以上を再エネ電力とするよう、庁舎管理官署等の関係先に働きかける
- ※2：消費者庁が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物で調達する電力の60%以上を再エネ電力とする
- ※3：電力の調達先は、デジタル庁が入居する民間ビルにおいて決定しているが、今後デジタル庁が建築物を新築する場合には、2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギーとすることを旨とする

② 再エネ電源の種類の見直し

調達する再エネ電源の種類に関する考え方

- 2030年度エネルギーミックスにおける再エネ電源構成では36～38%程度（3,360～3,530億kWh）を見込んでおり、再エネ電源の導入拡大に加え、既存の再エネ電源の運転継続・維持も重要である。
- 更に、政府実行計画においては、大型水力も含めた再エネ電源により2030年度までに電力の60%以上を調達する高い目標が示されている。
- こうしたことを踏まえ、目標達成や安定調達といった観点から、仕様として求める再エネ電源の対象として、政府実行計画と同様の再エネ電源とすることが適切ではないか。



調達する再エネ電源の種類を以下のとおりとする

- 再エネ特措法に定められた（買取対象）再エネ電源 + 大型水力

調達する再エネ電力の電源に求められる要件を以下のとおりとする

- 再生可能エネルギー電源で発電された電力であって、電源が特定されていること（トラッキング付又は相対取引）

調達する再エネ電力の電源の推奨事項を以下のとおりとする

- 再エネの導入拡大に資する再エネ電源の選択を推奨
- PPA等調達者の判断による再エネ電源の選択を推奨

② 再エネ電源の種類を検討

裾切り方式の評価項目（小売電気事業者評価）である「再生可能エネルギー導入状況」の再エネ電源の種類に関する考え方

- 2030年度エネルギーミックスの達成に向けては、再エネ電源の導入拡大に加え、既存の再エネ電源の運転継続・維持も重要であるものの、環境配慮契約法における裾切り方式の複数の評価項目のひとつである「再生可能エネルギー導入状況」で評価する電源に限っては、現状のとおり再エネ特措法で定められた再エネ電源を対象として評価することとしてはどうか。



再エネ導入状況の再エネ電源の種類を以下のとおりとする

- 再エネ特措法に定められた（買取対象）再エネ電源

再生可能エネルギー導入状況の再エネ電力の電源に求められる要件を以下のとおりとする

- 再生可能エネルギー電源で発電された電力であって、**電源が特定されていること（トラッキング付又は相対取引）**

調達電力及び再エネ導入状況の再エネ電源の種類（案）

調達電力の再エネ電源の種類

再エネ特措法に定められた（買取対象）再エネ電源 + 大型水力

- 太陽光発電、風力発電、**水力発電（揚水発電を除く）**、地熱発電、バイオマス発電

大型水力も含めた再エネ電源について調達電力の対象とし、政府実行計画における2030年度の再生可能エネルギー電力調達の目標達成（60%以上）を目指す。

契約上の仕様であり、政府実行計画と同様の再エネ電源を対象とする。

再エネ導入状況の再エネ電源の種類

再エネ特措法に定められた（買取対象）再エネ電源

- 太陽光発電、風力発電、**水力発電（3万kW未満。揚水発電を除く）**、地熱発電、バイオマス発電

再エネ電源の導入拡大に加え、既存の再エネ電源の運転継続・維持も重要であるものの、環境配慮契約法における裾切り方式の複数の評価項目のひとつである「再生可能エネルギー導入状況」で評価する電源に限っては、現状のとおり再エネ特措法で定められた再エネ電源を対象として評価する。

関連制度・計画等で再エネの定義が整理された場合には整合するよう見直すことを明記

【参考】2030年度の再エネ導入見込量、導入必要量等

再エネ電源	現時点導入量	2030年度の導入見込量	導入必要量
太陽光	55.8GW (690億kWh)	103.5~117.6GW (1,290~1,460億kWh)	48~62GW (600~770億kWh)
陸上風力	4.2GW (77億kWh)	17.9GW (340億kWh)	13.7GW (260億kWh)
洋上風力	0.01GW (----)	5.7GW (170億kWh)	5.7GW (170億kWh)
地熱	59.3万kW (28億kWh)	1.5GW (110億kWh)	1.4GW (80億kWh)
水力	50.0GW (819億kWh)	50.7GW (980億kWh)	0.7GW (160億kWh)
中小水力	9.8GW	10.4GW	0.7GW (160億kWh)
大水力	12.8GW	12.8GW	増減なし
揚水	27.5GW	27.5GW	増減なし
バイオマス	4.5GW (262億kWh)	8.0GW (470億kWh)	3.5GW (210億kWh)
発電電力量	1,880億kWh	3,360~3,530億kWh	1,480~1,650億kWh

注：2030年度の数値、発電電力量等は概数、合計は四捨五入の関係で一致しないことがある

【参考】環境配慮契約法における再エネと証書等の関係

環境配慮契約における再生可能エネルギー電源と証書等の関係

証書の種類 環境配慮契約	グリーン エネルギー (電力・熱) 証書	J-クレジット (再エネ 電源由来)	市場取引			相対取引	
			FIT	非FIT			電気とセット 又は トラッキング付
				再エネ指定		再エネ指定 なし	
				トラッキング付	トラッキング無		
再生可能エネルギー の導入状況※ ¹	○※ ³	○※ ³	○	○※ ⁴	×	×	○
再生可能エネルギー 電気の調達※ ²	○	○	○	○	×	×	○

※¹：「再生可能エネルギーの導入状況」は事業者の評価項目であって、再エネ特措法に定める電源（大型水力を除く）が対象

※²：「再生可能エネルギー電気の調達」は国及び独立行政法人等が電気の供給を受ける契約によって調達する再エネ電力（大型水力を含む）

※³：グリーンエネルギー証書及びJ-クレジットについては調整後排出係数の算定に用いたものに限る

※⁴：トラッキング付の再エネ指定の非FIT非化石証書のうち大型水力を除く

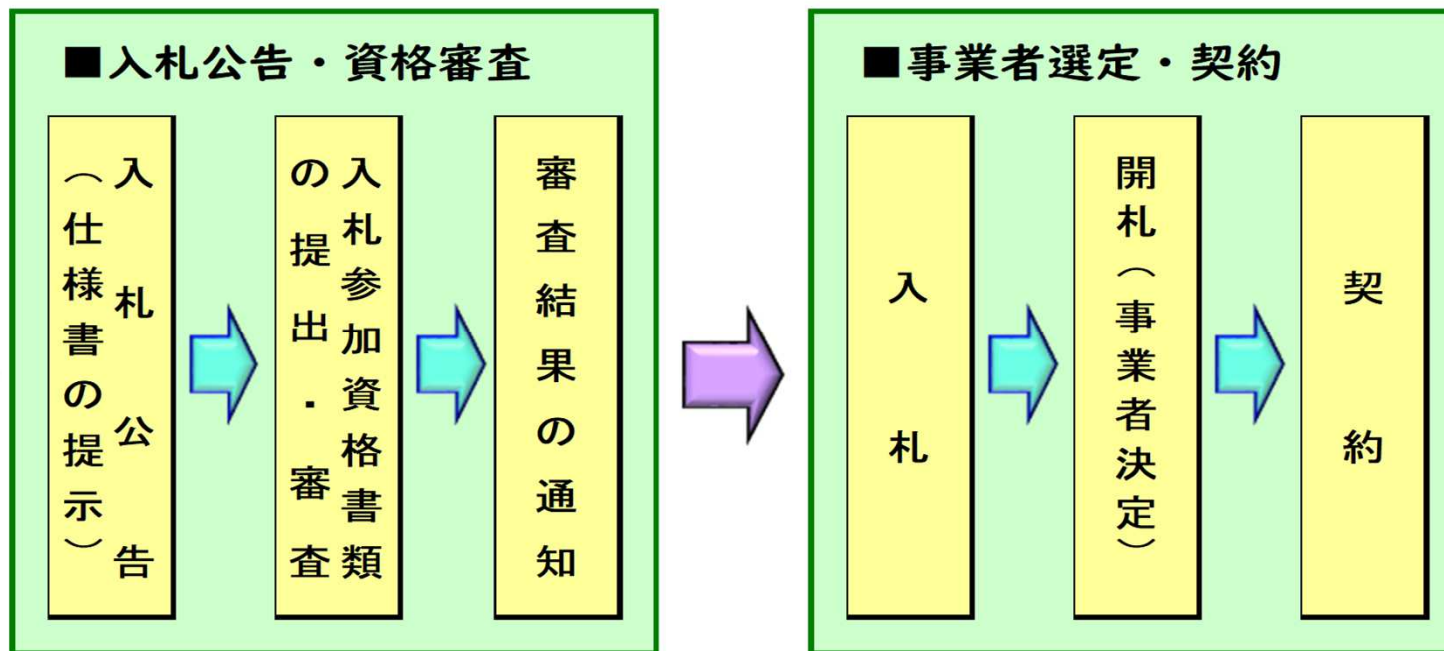
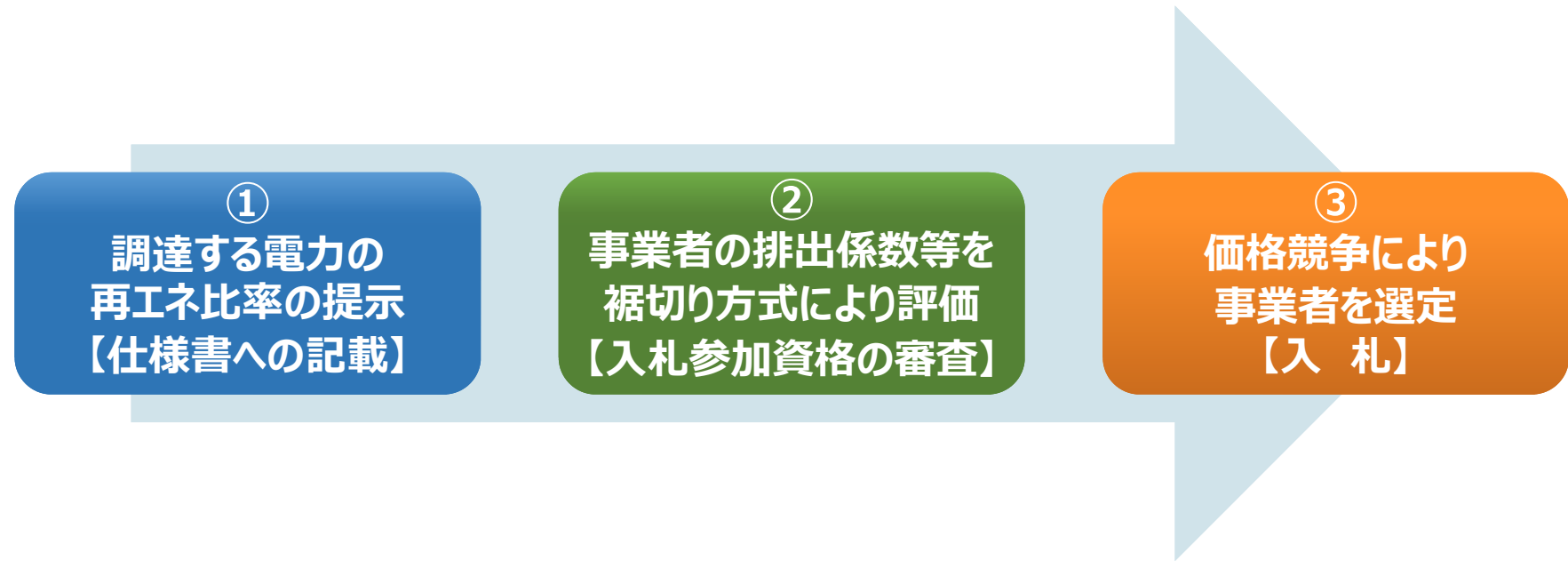
令和4年度における基本方針等の改定を含めた対応方針（案）

- 政府実行計画における2030年度までの再エネ電力比率の目標である60%以上を目指し、電気の供給を受ける契約に係る基本方針等を改定し、令和5年度の契約から反映する（基本方針の改定案は資料3参照）



- 再エネ電力の最大限導入に向け、国及び独立行政法人等の契約に当たっては、**一定の再エネ電力の調達を求める旨を環境配慮契約法基本方針に明記**（基本方針の改定）
- 可能な限り再エネ電源の導入拡大に資する再エネ電力の調達に努める旨を環境配慮契約法基本方針に明記（基本方針の改定）
- **環境配慮契約（裾切り方式）を実施の上、契約ごとに仕様書に再エネ電力比率を明記**し、小売電気事業者が提供する再エネ電力メニュー等により電力を調達（基本方針解説資料の改定（仕様の例示））
- 2030年度までの再エネ比率目標の60%以上を達成するため、国等の契約実績、再エネ電力の需給状況等を勘案し、**次年度の契約において仕様書に示すべき最低限の再エネ電力比率を環境配慮契約法基本方針解説資料に記載**（基本方針解説資料の改定）

再生電力の調達の流れ（裾切り方式による事業者の評価を実施）



③ 再エネ電力の普及促進に向けた取組

再エネ電力の普及促進の考え方

- 再エネ電力の導入状況の把握・整理・分析及び情報提供が必要であること
 - ✓ 国及び独立行政法人等の再エネ電力の供給区域別の調達量・割合、メニュー、電源等の把握・分析、先進事例・優良事例（環境配慮契約を含めた事例）の収集・整理及び情報提供
 - ✓ 調達者向けに仕様書等の入札手続・契約内容に係る情報、確認すべき事項等に関して、ひな型等の使いやすい形式で提供
- 小売電気事業者の再エネ電力メニューに関する情報収集及び提供が必要であること
 - ✓ 小売電気事業者の再エネ電力メニューに関する情報提供の内容等について、例年実施しているアンケート調査を踏まえ検討



小売電気事業者の再エネ電力メニューの登録・公表の仕組み、調達者向けの契約関連情報の提供等については令和5年度において検討

- 1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討について**
- 2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討について**
- 3. その他**
 - ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討**
 - ② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討**

① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討

沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方検討の進め方

- 環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域について系統が連携していない等の地域特性を踏まえ、実施可能な手法の検討が必要であること
 - ✓ 国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の実施状況の確認
 - ✓ 沖縄県や那覇市などの地元の地方公共団体に対する現状確認及び協力依頼
 - ✓ 沖縄電力をはじめ小売電気事業者に対し、区域内の排出係数低減、再エネ導入に関する取組、今後の方向性等の確認及び協力依頼



沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方（評価項目・評価方法等）について継続的に検討を実施し、適切な時期にとりまとめ

② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

総合評価落札方式を含めた適切な契約方式の検討の進め方

- 二酸化炭素排出係数の低減、再エネ電力比率の目標達成に向け、より効果的かつ適切な契約方法について、総合評価落札方式を含め引き続き検討が必要であること
 - ✓ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等における事例調査の継続実施
 - ✓ 裾切り方式及び総合評価落札方式の課題整理（メリット/デメリット等）
 - ✓ 総合評価落札方式の契約方式、評価項目・基準等の検討（排出係数の低減、再エネの最大限導入に寄与する評価内容等）



電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入可能性について課題整理、契約方式、評価項目・基準等を継続的に検討